**第4期大阪府地域福祉支援計画変更（案）　新旧対照表**

**１．新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 見直し箇所 | | | 現行 | 変更案 | 変更の考え方 |
| 1 | *第２章*  *計画策*定に向けて  1.計画策定の趣旨 | (1)地域福祉を取り巻く状況の変化  ⑤新型コロナウイルス感染症の感染拡大  Ｐ１１ | 新規 | ▽　新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、失業や減収等で生活が困窮している世帯が増加しています。  ▽　非正規雇用等で生活が不安定である方や、貯金がなく経済活動の自粛によりたちまち経済的な困窮状態に陥る方の存在が自立相談支援事業による相談や生活福祉資金貸付制度（※）の貸付等の利用者の急増により明らかになりました。  また、これまで自立相談支援事業とのつながりの薄かった個人事業主やフリーランス、外国籍といった方々の相談が増え、新たな支援層として把握されました。  図表5　自立相談支援機関における新規相談受付件数と住居確保給付金決定件数の推移  図表６　生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金・総合支援資金）貸付決定件数（大阪府）  ▽　このほか、これまでも家族形態の変化や地域の希薄化が指摘されてきたところですが、コロナ禍において、外出の機会や他者との交流の機会が更に失われ、高齢者や障がい者等の社会的孤立の深刻化が懸念されています。  これまで福祉の窓口や支援機関につながっていなかった生活困窮者層や、つながりの喪失により社会的孤立に陥った方々への支援は喫緊に対応すべき課題です。  一方で、「新しい生活様式」を踏まえた、新たな形での見守り・つなぐ体制づくりは、すでに各地で様々な団体等が試行錯誤の上、取組をすすめているところですが、こうした取組はコロナ終息後も有効な取組として、地域に定着・発展させていくことが重要です。 | * 新型コロナウイルス感染症について記載 |
| 2 | 2.計画の位置づけ | Ｐ１３ | 図表⑤  新規 | 図表⑦  コロナ禍による様々な影響を踏まえ、経済や府民生活へのダメージを最小限に抑えるために緊急的に取り組むべきもの、さらには、コロナ終息を見据え、「経済」「くらし」「安全・安心」の観点から大阪の再生・成長に向けて取り組むべき方向性を明らかにする、「大阪の再生・成長に向けた新戦略」（以下、「新戦略」という。）を令和2年12月に大阪府・大阪市一体で策定しました。  新戦略では、ウィズコロナにおいて感染防止対策や府民の暮らしを支える取組を推進するとともに、ポストコロナに向けては、「働きやすく住みやすい、健康で快適な質の高いくらしの実現」を掲げており、持続可能な地域共生社会の実現に向けたICT技術の活用などを含めたセーフティネットの充実に取り組んでいくこととしています。  本計画はこうした方向性と調和を図ります。 | * 「大阪の再生・成長に向けた新戦略（ウィズコロナからポストコロナへ）」との方向性・調和を記載 |
| ３ | 第３章  地域福祉の推進方策  2.地域福祉を推進する具体的施策 | ①市町村と連携したセーフティネットの拡充  《現状・課題》  Ｐ１９ | ▽　こうした支援体制の構築や地域づくりの方向性を促進していくためには、これまでの地域福祉のセーフティネットの構築に加え、地域の様々な社会資源を巻き込む環境整備づくりや仕掛けづくりを行っていく必要があります。 | ▽　新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、高齢者のサロン活動や子ども食堂などのこれまで当たり前に行われてきた対面型の地域福祉活動の休止が余儀なくされました。  これからは従来の集合型の地域福祉活動の活動再開をすすめるだけでなく、ICTを活用するなど非対面・非接触による地域福祉活動を開発するなど、様々な工夫によりつながり続ける仕組みづくりを行うことが不可欠です。  ▽　こうした支援体制の構築や地域づくりの方向性を促進していくためには、これまでの地域福祉のセーフティネットの構築に加え、地域の様々な社会資源を巻き込む環境整備づくりや仕掛けづくりを行っていく必要があります。 |  |
| ４ |  | 《第4期計画における具体的取組》  Ｐ１９ | （地域づくりに資する環境整備）  ▼　地域住民等による主体的な地域づくりを進めるため、小地域ネットワーク活動などの地域住民の活動を支援することにより、地域住民が見守り、支え合う取組を市町村及び市町村社協などと連携して進めていきます。  また、地域住民等の地域福祉活動への関心を高めるため、住民向け研修会やシンポジウムなどの市町村の取組を支援します。  このほか、地域づくりに資する好事例などを提供するなど市町村を支援します。  孤立死を防止するため、こうした地域づくりのほか、新聞配達や電気・水道・ガス等のライフライン事業者との連携等効果的な方策を検討します。 | （地域づくりに資する環境整備）  ▼　地域住民等による主体的な地域づくりを進めるため、小地域ネットワーク活動などの地域住民の活動を支援することにより、地域住民が見守り、支え合う取組を市町村及び市町村社協などと連携して進めていきます。  このほか、対面型の活動が困難な場合でもつながり続けられるようＩＣＴやＳＮＳを活用した取組など、地域住民等の支援ニーズに応じた地域づくりのための好事例の提供等を通じて市町村を支援します。  また、地域住民等の地域福祉活動への関心を高めるため、住民向け研修会やシンポジウムなどの市町村の取組を支援します。  孤立死を防止するため、こうした地域づくりのほか、新聞配達や電気・水道・ガス等のライフライン事業者との連携等効果的な方策を検討します。 | * R3福祉基金助成事業「ウィズコロナ・ポストコロナに対応した地域活動モデルの開発」について記載 |
| ５ |  | ②生活困窮者への支援や、ひきこもり・自殺対策等の充実  《現状・課題》  Ｐ２２ | 図表⑨  ②住居確保給付金（必須）  ●離職により住宅を失った又はおそれが高い生活困窮者のうち、収入等が一定水準以下の者に対して、有期で家賃相当額を支給する。  ▽　本制度施行後、生活困窮者に対して支援が着実に進められている一方で、地域社会からの孤立などにより適切な支援を受けることができていない生活困窮者が数多くいると考えられます。  生活困窮者を早期に適切な支援につなげるため、各自治体において、民生委員・児童委員、CSW、教育委員会、地域包括支援センター（※）、保健所、隣保館（※）、社会福祉法人、NPO法人などの関係機関と緊密に連携を図ることにより、支援対象者を早期に発見することが求められています。 | 図表⑫  ②住居確保給付金（必須）  ●やむを得ない休業等により住宅を失った又は失うおそれが高い生活困窮者のうち、収入等が一定水準以下の者に対して、一定期間、家賃相当額を支給する。  ▽　本制度施行後、生活困窮者に対して支援が着実に進められている一方で、地域社会からの孤立などにより適切な支援を受けることができていない生活困窮者が数多くいると考えられます。  生活困窮者を早期に適切な支援につなげるため、各自治体において、民生委員・児童委員、CSW、教育委員会、地域包括支援センター（※）、保健所、隣保館（※）、社会福祉法人、NPO法人などの関係機関と緊密に連携を図ることにより、支援対象者を早期に発見することが求められています。  ▽　新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、離職や収入の減少等により生活が苦しくなった世帯が急増したことに伴い、自立相談支援や住居確保給付金の申請件数等が急増しました。  加えて、生活福祉資金貸付制度（※）の特例貸付を受けている方の中には、貸付だけでは解決できない課題を抱えている方がおり、生活困窮者自立支援制度と連携した効果的な支援体制を構築していくことが求められています。 |  |
| ６ |  | 《第4期計画における具体的取組》  Ｐ２４ | （生活困窮者への支援）  ▼　大阪府が実施主体となる府内郡部における生活困窮者自立支援事業については、各町村と連携を図り、各事業の取組を充実させていきます。 | （生活困窮者への支援）  ▼　大阪府が実施主体となる府内郡部における生活困窮者自立支援事業については、各町村と連携を図り、生活福祉資金貸付制度（※）等で明らかになったこれまで福祉の窓口や支援機関につながっていなかった生活困窮者層への支援策の検討を行うなど各事業の取組を充実させていきます。 |  |
|  | ［参考］  用語集 | サ行  Ｐ６３ | 新規 | 生活福祉資金貸付制度  ▸大阪府社会福祉協議会において、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を実施しており、令和2年3月からは新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を収入が減少した方々に拡大した緊急小口資金等の特例貸付を開始している。 | ・今回使用した用語の解説を追記 |

**２．重層的支援体制整備事業の創設**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| *見直し箇所* | | | *現行* | *変更案* | *変更の考え方* |
| *1* | *第2章*  *計画の策定に向けて*  *1.計画策定の趣旨* | *(1)地域福祉を取り巻く状況の変化*  *④地域共生社会の実現に関する近時の主な法改正等*  *Ｐ10* | *▽ 2018（平成30）年には、複合化した課題を抱える個人・世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図るため、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の構築をめざし、改正「社会福祉法」が施行されました。* | *▽ 平成30年には、複合化した課題を抱える個人・世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図るため、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の構築をめざし、改正「社会福祉法」が施行されました。*  *また、令和３年には地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う市町村の新たな事業（重層的支援体制整備事業）が改正「社会福祉法」により創設されました。* | ***「社会福祉法の改正」***   * *令和２年6月の社会福祉法の改正により、包括的支援体制整備の具体的手法として、「重層的支援体制整備事業」が創設された。* |
| *2* | *第３章*  *地域福祉の推進方策*  *2.地域福祉を推進する具体的施策* | *(1)地域福祉のセーフティネットの拡充*  *①市町村と連携したセーフティネットの拡充*  *《現状と課題》*  *P18* | *▽ また、社会福祉法人においては、これまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、「地域における公益的な取組」の実践を通じて、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる地域づくりと連携し、積極的に貢献していくことが期待されています。*  *▽　こうした支援体制の構築や地域づくりの方向性を促進していくためには、これまでの地域福祉のセーフティネットの構築に加え、地域の様々な社会資源を巻き込む環境整備づくりや仕掛けづくりを行っていく必要があります。* | *▽ また、社会福祉法人においては、これまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、「地域における公益的な取組」の実践を通じて、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる地域づくりと連携し、積極的に貢献していくことが期待されています。*  *加えて、社会福祉法人・社会福祉施設は、大阪の特色である地域貢献委員会（※）を通じて市町村と有機的な連携をすすめ、市町村における包括的支援体制の深化に貢献していくことが期待されます。*  *▽　こうした支援体制の構築や地域づくりの（略）仕掛けづくりを行っていく必要があります。*  *▽　令和3年に改正「社会福祉法」が施行され、重層的支援体制整備事業が任意事業として創設されました。重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、課題を抱える本人・世帯に寄り添い、伴走する支援体制を構築していくこととなります。*  *図　重層的支援支援体制整備事業（全体）*  *重層的支援体制整備事業の実施等を通じ、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現をめざしていくことが期待されます。* | ***「重層的支援体制整備事業」***   * *この事業は、市町村において、「相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することにより、包括的な支援体制の整備すすめ、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応することが可能となる。*   ***「包括的支援体制の構築に向けた社会福祉法人等との協働」***   * *多様な主体と連携した包括的支援体制の構築に向け、令和3年3月に設置した「包括的支援体制の構築に向けた社会福祉法人等との協働に関する研究会」での議論を踏まえ、社会福祉法人・社会福祉施設と市町村の連携・協働の手法について記載する。* * *社会福祉法人がこれまで取り組んできた「地域における公益的な取組」を、市町村が整備していく包括的支援体制の中に位置づけ、有機的な連携を進めるため、地域貢献委員会を核とし、市町村と社会福祉法人・社会福祉施設の協働をすすめる。* |
| *3* |  | *《第4期計画における具体的取組》*  *Ｐ１９* | *(市町村における包括的な支援体制の構築)*  *▼　市町村の高齢・障がい・児童・生活困窮などの福祉関係部署をはじめ、住まいや教育、就労、保健センターなどの関係部署や市町村社協や社会福祉法人、隣保館（※）などの関係機関が連携し、包括的な支援体制が構築・拡充されるよう、市町村訪問による助言、先進事例や最新情報の提供などを通じて、市町村を支援します。*  *(地域福祉のネットワークの仕組みづくり)*  *▼　CSWをはじめ、地域包括支援センター（※）や社会福祉施設、介護保険サービス事業所（※）、生活支援コーディネーター、SSW、スマイルサポーター等地域の支援機関等の連携が進むよう、市町村に働きかけます。*  *また、コーディネーターの連絡協議会等を活用し、各制度・支援内容の周知・PRなど連携強化に向けた相互理解の啓発を行います。* | *(市町村における包括的な支援体制の構築)*  *▼　市町村の高齢・障がい・児童・生活困窮などの福祉関係部署をはじめ、住まいや教育、就労、保健センターなどの関係部署や市町村社協や社会福祉法人、隣保館（※）などの関係機関が連携し、包括的な支援体制が構築・拡充されるよう、市町村訪問による助言、先進事例や最新情報の提供などを通じて、市町村を支援します。*  *このほか、重層的支援体制整備事業の早期実施に向けた制度理解や、体制構築の手法を学ぶ研修を市町村や市町村社協、社会福祉法人・社会福祉施設等の関係者を集めて開催します。*  *(地域福祉のネットワークの仕組みづくり)*  *▼　CSWをはじめ、地域包括支援センター(※)や社会福祉施設、介護保険サービス事業所(※)、生活支援コーディネーター、SSW、スマイルサポーター等地域の支援機関等の連携が進むよう、グループワーク等による意見交換や交流の機会を創出し、関係者間のネットワーク構築を図ります。*  *また、コーディネーターの連絡協議会等を活用し、各制度・支援内容の周知・PRなど連携強化に向けた相互理解の啓発を行います。* | ***「包括的な支援体制構築推進」***   * *「都道府県は重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない」と、社会福祉法に明記されたことから市町村支援の手法について具体化* * *令和３年度から予算化した重層的支援体制整備事業への移行促進に向けた全体研修会の開催や、市町村間のネットワーク構築や人材養成のためのブロック別勉強会を記載する。* |
| *4* |  | *《目標・指標》*  *Ｐ２０* | ***新規*** | * ***重層的支援体制整備事業及び重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施している市町村***  |  |  | | --- | --- | | ***現在の状況***  ***（2021年度）*** | ***2023年度***  ***目標*** | | ***９市町*** | ***全市町村*** | | * *左記項目の目標年は、第4期計画期間の令和５年（2023年）までと設定する。* |

**３．ひきこもり対策の充実**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 見直し箇所 | | | 現行 | 変更案 | 変更の考え方 |
| 1 | 第３章  地域福祉の推進方策  2.地域福祉を推進する具体的施策 | (1)地域福祉のセーフティネットの拡充  ②生活困窮者への支援や、ひきこもり・自殺対策等の充実  《現状と課題》  Ｐ２３ | ▽ 平成27年の内閣府調査を基にした大阪府のひきこもりの推計数（15歳から39歳）は、約4万人となっており、また、子どもや若者が抱える困難な状況は非常に多岐にわたることから、様々な機関が専門性を活かし発達段階に応じたきめ細やかな支援が必要です。そのためにも、身近な市町村において福祉、医療、就労、教育等の専門機関による支援ネットワークの構築が必要です。 | ▽ 平成27年の内閣府調査を基にした大阪府のひきこもりの推計数（15歳から39歳）は、約３万8千人となっています。子どもや若者が抱える困難な状況は非常に多岐にわたることから、様々な機関が専門性を活かし発達段階に応じたきめ細やかな支援が必要です。  また、平成30年の内閣府調査を基にした大阪府のひきこもりの推計数（40歳以上64歳以下）は約4万3千人となっています。近年では、ひきこもりが長期高年齢化し、高齢の親とひきこもりの子が同居する「８０５０問題」が社会問題となっています。  ひきこもりの状態にある方に対しては、個々の複雑な状況を理解し、丁寧に寄り添いながら継続的な支援を行う必要があり、そのためにも、身近な市町村において福祉、医療、就労、教育等の専門機関による支援ネットワークの構築が不可欠です。  なお、就職氷河期世代（※）の就職や正社員化の実現、就職に限らない多様な社会参加の実現等をめざす、「就職氷河期世代活躍支援プラン」が策定され、この中でひきこもり状態にある方に対し、社会参加に向けた地域一体となった支援を推進するため、様々な関係機関のネットワークである市町村プラットフォーム（※）（以下、「ひきこもり支援ネットワーク」）を形成し、個別の状況に応じたきめ細やかな支援が届く体制づくりに取り組んでいくことが求められています。 | **「就職氷河期世代支援プログラム」**   * 令和元年6月21日に「就職氷河期世代支援プログラム」を盛り込んだ「経済財政運営と改革の基本方針2019」が閣議決定   **「就職氷河期世代活躍支援プラン」**   * 令和元年5月29日厚生労働省とりまとめ。不安定な就労状態にある方、長期にわたり無業の状態にある方、ひきこもりの状態にある方など社会とのつながりをつくり社会参加に向けた丁寧な支援を必要とする方を支援対象として、地域ごとのプラットフォームを形成し、対象者の個別の状況に応じたきめ細やかな支援を展開 |
| 2 |  | 《第4期計画における具体的取組》  Ｐ２４ | （様々な課題などの対応）  ▼　ひきこもりについては、地域におけるひきこもり支援を充実させるため、様々なノウハウを有する民間支援団体や関係機関と市町村とのネットワークの構築や機能強化に向けた支援を行います。 | （様々な課題などの対応）  ▼　ひきこもりについては、ひきこもり地域支援センターにおいて本人や家族から電話での相談を受けるとともに、地域におけるひきこもり支援を充実させるため、*個別支援のコンサルテーションや研修講師の派遣等、市町村等の支援者に対する後方支援を行います。*  *また、支援員の資質向上に*向けた研修会を実施するとともに、市町村への個別訪問により助言等を行い、様々なノウハウを有する民間支援団体や関係機関と市町村とのネットワークづくりに向けた支援を行います。 | **「ひきこもり支援施策の推進について」**   * 令和２年10月27日付け通知において、ひきこもり支援の担当部局の設定と生活困窮、障がい、地域福祉等との庁内連携体制の構築を要請   **「ひきこもり支援における関係機関の連携促進について（依頼）」** ・　令和３年10月1日付け通知に  おいて、庁内の教育、農林、商  工等の各分野の担当部局や、民  間団体、民間企業、ＮＰＯ法人  等の地域の社会資源との幅広  い連携体制の構築を要請 |
| 3 |  | 《目標・指標》  Ｐ２５ | **新規** | * **令和５年度当初に、ひきこもりの早期発見と適切な支援機関につなげる「ひきこもり支援ネットワーク」を全市町村において構築** | **「就職氷河期世代支援プログラム」**   * 3年間（令和2年度～令和4年度）の集中支援プログラムにより、全市町村においてプラットフォームを形成 |
|  | ［参考］  用語集 | サ行  Ｐ６３ | 新規 | 就職氷河期世代  ▸ 就職期がバブル崩壊後の厳しい経済状況にあったが故に、個々人の意思等によらず、多くの人が未就職、不安定就労等を余儀なくされた世代。概ね1993（平成5）年～2004（平成16）年に学校卒業を迎えた世代を指す。  市町村プラットフォーム  ▸「就職氷河期世代支援プログラム」に基づき、厚生労働省より示されたひきこもり状態にある方を支援するための市町村の体制  ▸　自立相談支援機関、ひきこもり地域支援センター、地域若者サポートステーション、ハローワーク、地元の中小企業、ひきこもり当事者会・家族会等の関係機関による支援や、地域におけるひきこもり支援の気運醸成のためのネットワーク |  |

**４．ヤングケアラーへの支援や孤立・孤独対策の推進**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 見直し箇所 | | | 現行 | 変更案 | 変更の考え方 |
| 1 | 第３章  地域福祉の推進方策  2.地域福祉を推進する具体的施策 | (１)地域福祉のセーフティネットの拡充  ②生活困窮者への支援や、ひきこもり・自殺対策等の充実  《現状と課題》  Ｐ23 | ▽平成27年度の内閣府調査を基にした大阪府のひきこもり推計（略）支援ネットワークの構築が必要です。 | ▽　平成27年度の内閣府調査を基にした大阪府のひきこもり推計（略）支援ネットワークの構築が必要です。  ▽　本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーについては、本人が家族の状況を知られたくない場合ややりがいを感じている場合等、様々な状況にあることや、社会的認知度が低いことから、支援が必要な子どもに気づくことが難しいと考えられます。このため、社会的認知度の向上を図るとともに、福祉・介護・医療・教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して、本人や家族を適切な支援につなげなければいけません。  ▽　人口減少や少子高齢化、家族形態の変化が進み、人と人の関係性やつながりが希薄化してきたことで、人々が「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へと変化してきたと考えられます。  孤独・孤立にいたる背景や当事者がおかれている状況は多岐にわたり、また、孤独・孤立の感じ方・捉え方は人によって多様です。  孤独・孤立の問題を抱える当事者の家族も含めて支援していくには、様々な支援の存在を周知するとともに、地域において住民や自治会、社会福祉施設、市町村社協、隣保館（※）、企業、商店街、NPOなど地域の多様な主体と連携して、つながりの活動を展開していくことが重要です。 | ・令和３年3月に厚生労働省及び文部科学省が連携し、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げた。令和3年5月にとりまとめ報告  ・今後取り組むべき施策として、「早期発見・把握」、「支援策の推進」、「社会的認知度の向上」の取組を推進することとなった。  ・令和３年６月に「経済財政運営と改革の基本方針2021」で、孤独・孤立対策として官・民一体の取組を推進していくことを閣議決定  ・令和3年12月に重点計画が決定 |
|  |  | 《第4期に向けた具体的取組》  Ｐ24 | 新規 | （様々な課題などの対応）  ▼　ひきこもりやヤングケアラー、孤独・孤立等の様々な課題を抱える方・世帯への支援については、その課題に応じて地域の多様な社会資源が協働し、分野横断的に切れ目なく支援できる体制が構築されるよう市町村に働きかけます。  ▼　ひきこもりについては（略）機能強化に向けた支援を行います。  ▼　ヤングケアラーについては、地域住民等をはじめ、福祉・教育の関係機関等への意識醸成や研修の実施、支援体制の構築等により支援の充実を図ります。 |  |

**５．その他**

**①　避難行動要支援者に対する支援体制の充実**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 見直し箇所 | | | 現行 | 変更案 | 変更の考え方 |
| 1 | 第３章  地域福祉の推進方策  2.地域福祉を推進する具体的施策 | (1)地域福祉のセーフティネットの拡充  ③災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実  《第4期計画における具体的取組》  Ｐ26 | (避難行動支援体制の充実)  ▼ 市町村における避難行動要支援者名簿の活用や更新、個別計画の策定などの取組が促進するよう、必要に応じて研修会の実施や情報提供等のサポートを行います。 | (避難行動支援体制の充実)  ▼ 市町村における避難行動要支援者名簿の活用や更新、個別避難計画の策定などの取組が促進されるよう、避難行動要支援者に係る実務研修の実施や必要に応じて助言・情報提供等のサポートを行います。 | 「災害対策基本法の改正」  ・令和３年度の災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成を市町村の努力義務化  ・上記に伴い、個別避難計画の作成促進に向けて取組の充実が求められる。 |
| 2 | 第３章  地域福祉の推進方策  2.地域福祉を推進する具体的施策 | (1)地域福祉のセーフティネットの拡充  ③災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実  《目標・指標》  P26 | **◆ 市町村や関係機関等と連携し、平常時からの見守り等の取組を通じた災害時における円滑な安否確認の方法などについて、地域実情を踏まえて検討します。** | **◆ 市町村や関係機関等と連携し、平常時からの見守り等の取組を通じた災害時における円滑な安否確認の方法などについて、地域実情を踏まえて検討します。**  **特に災害リスクが高いエリアに居住されている住民について、概ね５年（令和8年度）以内の個別避難計画の作成をめざす市町村を支援します。** | ・ 計画作成の優先度が高いと、市町村 が判断する者については、地域の実情を踏まえながら、おおむね５年程度で個別避難計画の作成に取り組む。 |

**５．その他**

**②　介護・福祉人材の確保**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 見直し箇所 | | | 現行 | 変更案 | 変更の考え方 |
| 1 | 第3章  地域福祉の推進方策  2.地域福祉を推進する具体的施策 | (3)地域福祉を担う多様な人づくり  ③介護・福祉人材の確保  《現状と課題》  P41 | ▽ しかし、大阪府においては、介護・福祉人材をめぐる労働市場は既にひっ迫していることに加え、将来にわたって需要面における人材ニーズの増加スピードは、供給面の増加スピードを上回るペースで推移し、2025年には約3.4万人分の介護人材不足が生ずることが見込まれています。  ▽ こうした状況下においては、人材確保対策に加えて、離職防止・定着支援に向けた取組も重要になりますが、平成29年度の大阪府における介護職の離職率は18.5％と、全国（16.2％）に比べて高い状況が続いており、確保した人材の定着状況にも課題を抱えています。 | ▽ しかし、大阪府においては、介護・福祉人材をめぐる労働市場は既にひっ迫していることに加え、将来にわたって需要面における人材ニーズの増加スピードは、供給面の増加スピードを上回るペースで推移し、2025年には約2.4万人分の介護人材不足が生ずることが見込まれています。  ▽ こうした状況下においては、人材確保対策に加えて、離職防止・定着支援に向けた取組も重要になりますが、令和2年度の大阪府における介護職の離職率は17％と、全国（14.9％）に比べて高い状況が続いており、確保した人材の定着状況にも課題を抱えています。 | ・ 第8期大阪府高齢者計画において新たに推計を行ったことにより、需給ギャップを時点修正  ・離職率について、最新データ（R2）に更新 |
| 2 |  | 《第4期計画における具体的取組》  P41 | ▼ あわせて、2025年及び第７期介護保険事業計画期間における介護人材の推計に基づく取組について、定期的な進捗状況の点検を実施します。 | ▼ あわせて、2025年及び第８期介護保険事業計画期間における介護人材の推計に基づく取組について、定期的な進捗状況の点検を実施します。 | ・介護保険事業計画期間について、時点修正（第７期⇒8期） |
| 3 |  | 《目標・指標》  P42 | **◆ 需要推計を上回る介護・福祉人材の確保**   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | **2020年度目標** | **2025年度目標** | |  | **需要推計179,031人**  **供給推計167,902人**  **（※１）** | **需要推計208,042人**  **供給推計173,547人**  **（※２）** |   ※１ 需要ギャップ（需要-供給）　11,129人  ※２ 需要ギャップ（需要-供給）　34,495人  ※推計は第7期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づく介護人材の必要数 | **◆ 需要推計を上回る介護・福祉人材の確保**   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | **2023年度** | **2025年度** | |  | **需要推計200,852人**  **供給推計184,313人**  **（※１）** | **需要推計209,510人**  **供給推計185,090人**  **（※２）** |   ※１ 需要ギャップ（需要-供給）　16,539人  ※２ 需要ギャップ（需要-供給）　24,420人  ※推計は第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づく介護人材の必要数 | ・ 令和３年3月に「大阪府高齢者計画2021」において新たに推計を行ったため。 |

**５．その他**

**③　居住支援体制の充実**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 見直し箇所 | | | 現行 | 変更案 | 変更の考え方 |
| 1 | 第３章  地域福祉の推進方策  2.地域福祉を推進する具体的施策 | (4)地域の生活と福祉を支える基盤強化  ①安全・安心に暮らせる住まいと福祉のまちづくりの推進  《第4期計画における具体的取組》  Ｐ47 | (住宅確保に配慮を要する方への居住支援)  ▼登録事業者である賃貸人から、生活保護の実施機関に情報提供し、実施機関が事実確認を行い、生活保護受給者の住宅扶助費等代理納付（※）の要否を判断する手続きについて、福祉部と連携し、制度の適切かつ円滑な運用が行われるよう周知します。 | (住宅確保に配慮を要する方への居住支援)  削除 | **「「生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について」の改正」**  ・令和２年3月31日付け通知により、令和2年4月1日からセーフティネット住宅への新規入居者について、代理納付の原則化が図られたため削除 |
| 2 |  | 《目標・指標》  Ｐ4８ | **◆ 「Osakaあんしん住まい推進協議会」への全市町村の加入をめざし、未加入市町村に参画を働きかけるとともに、市町村単位での居住支援協議会の設立など地域の特性に応じた居住支援体制の構築を促します。** | **◆ 居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率を令和12年度末までに５０％以上をめざし、市町村単位や行政区単位での居住支援協議会の設立を積極的に支援します。** | ・令和３年12月に「大阪府賃貸住宅供給促進計画」及び「大阪府高齢者居住安定確保計画」を統合した「大阪府居住安定確保計画」を策定。この計画の目標等と整合を図る。 |
| 3 | ［参考］  用語集 | サ行  Ｐ６３ | 住宅扶助費等代理納付  ▸本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うことができる制度のこと。 | 削除 |  |